

記載例

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

富士市 農業委員会会長 殿

平成22年 9月30日

届出者 富士市太郎



捨て印を必ず押すこと

記名・押印（認印で可）

届出書申請時の注意事項

- 市街化区域内の農地を農地以外のものにするためには届出が必要になります。
- 農地転用の届出をしたからといって登記上の地目が変わる訳ではありません。別途地目変更登記が必要となります。（詳細は法務局で確認してください。）
- 農地転用の届出をすると、現況を転用しなくても固定資産税が宅地並の課税となります。

下記によって農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定によって届け出ます。

1. 届出者の住所及び職業	住 所				職 業			
	富士市永田町100-1				農業兼会社員			
2. 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名、住所	土地の所在	地番	地目	面積	土地所有者		耕作者	
	富士市 永田町字永田	100-1	畑	150㎡	氏名	住所	氏名	住所
					富士市太郎	永田町100-1	富士市太郎	永田町100-1
	計 150㎡ (田 ㎡ 畑 150㎡)							
3. 転用計画	転用の目的	住宅用地						
	転用の時期	工事着工時期	平成 22 年 10 月 11 日					
		工事完了時期	平成 23 年 2 月 20 日					
	転用の目的に係る事業または施設の概要	建築物(工作物)の種類	棟数	1棟の建築面積	建築物の総建築面積	所要面積	備 考	
		住宅	1	80.00	120.00	200	宅地 100-2、100-3を含む	
建築物(工作物)以外の施設		なし						
取水、排水施設	取水—市水道		排水—公共下水道へ					
4. 転用することによって生ずる附近の土地作物、家畜等の被害の防除施設の概要	東側—道路 西側—畑 南側—畑 北側—道路 被害防除施設等は設置しないが、万が一被害が発生した場合は申請者の責において解決致します。							

登記と違う場合は、住民票等の前住所と現住所が確認できる書類を付ける

全部事項証明書（登記簿）をよく見て記入

何に転用したいかを記入
例：住宅用地
住宅敷地の拡張
資材置場用地
駐車場用地
倉庫用地

受理書を受け取る日付よりあとの日付で記入するようお願いいたします。

農地以外の土地とあわせて使用する場合は
所要面積：実際に使用する面積（農地の面積ではない）
備考：農地以外の土地を記入

取水：市水道・簡易水道・井戸
排水：公共下水道へ
浄化槽により道路側溝へ放流

申請地の周囲の状況を記入
例：田・畑・道路・宅地
申請地の周囲に被害がでないように、どのようにするのかを記入

建築確認をよく見て記入

添付書類		
1	位置図、案内図	住宅地図をコピーし、申請地をマーカー等で記入
2	公図写	法務局か収納課（地籍図）にて取得（有料） 申請地をマーカー等で記入 申請地の周辺に申請地の他にも土地を所有している場合、所有している全ての土地に所有者名・地目・面積を記入 例 100-1 富士市太郎 畑 150㎡
3	利用計画平面図	縮尺・給排水系路を記入 建築確認の図面をコピーするか、公図に例のように建物の外形を記入 例 計画平面図 公共下水道へ 上水道 1/600
4	土地全部事項証明書	法務局にて取得（有料）
5	土地改良区意見書	農政課にて土地改良区か確認の後、申請し取得（有料）

※届出書は2部提出
※添付書類は1部提出

記載注意 (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
(2) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
(3) 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

記載例

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

富士市 農業委員会会長 殿

平成 22 年 9 月 30 日

譲受人 富士市太郎

譲渡人 永田町子

捨て印を必ず押すこと

記名・押印（認印で可）

登記と違う場合は、住民票等の前住所と現住所が確認できる書類を付ける

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1. 当事者の氏名 住所、職業	当事者の別	氏名	住所		職業
	譲受人	富士市太郎	富士市永田町100-1		会社員
	譲渡人	永田町子	富士市富士7丁目10-1		農業兼会社員
2. 土地の所在、 地番、地目及び 面積並びに 所有者及び耕 作者の氏名、 住所	土地の所在	地番	地目	面積	土地所有者 氏名 住所
	富士市 永田町字永田	100-1	畑 畑	150 m ²	富士市太郎 永田町100-1 富士市太郎 永田町100-1
	計	150 m ²	(田 m ² 畑 150 m ²)		
3. 権利を設定、 移転しようと する契約の 内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
	所有権	設定・移転	受理通知書受領次第	永久	売買
4. 転用計画	転用の目的	住宅用地		1号	
	転用の時期	工事着工時期	平成 22 年 10 月 11 日		
		工事完了時期	平成 23 年 2 月 10 日		
転用の目的に 係る事業また は施設の概要	建築物(工作物) の種類	棟数	1棟の建築面積	建築物の 総建築面積	所要面積
	住宅	1	80.00 m ²	120.00 m ²	200 m ²
	建築物(工作物) 以外の施設	なし			
取水、排水 施設	取水-市水道		排水-公共下水道へ		
5. 転用すること によって生ず る附近の土地 作物、家畜等 の被害の防除 施設の概要	東側-道路 西側-畑 南側-畑 北側-道路 被害防除施設等は設置しないが、万が一被害が発生した場合は申請者の責において解決致します。				

全部事項証明書（登記簿）をよく見て記入

所有権・賃借権・使用貸借による権利

永久・平成 年 月 日まで

売買・贈与 等

何に転用したいかを記入
例：住宅用地
住宅敷地の拡張
資材置場用地
駐車場用地
倉庫用地

受理書を受け取る日付よりあとの日付で記入するようにお願いします。

農地以外の土地とあわせて使用する場合は
所要面積：実際に使用する面積（農地の面積ではない）
備考：農地以外の土地を記入

取水：市水道・井戸
排水：公共下水道へ
浄化槽により道路側溝へ放流

申請地の周囲の状況を記入
例：田・畑・道路・宅地
申請地の周囲に被害がでないように、どのようにするのかを記入

記載注意 (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
(2) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
(3) 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

届出書申請時の注意事項

- 市街化区域内の農地を農地以外のものにするためには届出が必要になります。
- 農地転用の届出をしたからといって登記上の地目が変わる訳ではありません。別途地目変更登記が必要となります。（詳細は法務局で確認してください。）
- 農地転用の届出をすると、現況を転用しなくても固定資産税が宅地並の課税となります。

添付書類	
1 位置図、案内図	住宅地図をコピーし、申請地をマーカー等で記入
2 公図写	法務局か収納課（地籍図）にて取得（有料） 申請地をマーカー等で記入 申請地の周辺に申請地の他にも土地を所有している場合、所有している全ての土地に所有者名・地目・面積を記入 例 100-1 富士市太郎 畑 150 m ²
3 利用計画平面図	縮尺・給排水系路を記入 建築確認の図面をコピーするか、公図に例のように建物の外形を記入 例 計画平面図 公共下水道へ 上水道 1/600
4 土地全部事項証明書	法務局にて取得（有料）
5 住民票抄本	市民課にて取得（有料）※受入の分
6 土地改良区意見書	農政課にて土地改良区か確認の後、申請し取得（有料）

※届出書は譲受人、譲渡人の数+1部提出
（記載例の場合では3部）
※添付書類は1部提出